

第1子のお子さま(3歳から5歳児)の場合

○ パターン1

《利用施設》

- ・ 幼稚園 (子ども・子育て支援新制度の対象)
(※満3歳児も含む。)
- ・ 保育所 (園)
- ・ 認定こども園
- ・ 地域型保育施設
(小規模保育、家庭的保育、事業内保育)

《無償化の対象経費》

施設利用料
※副食費 (おかず、おやつなど) は原則保
護者負担
(ただし、低所得世帯 (年収 360 万円相
当未満) の子どもは負担免除)

○ パターン2

《利用施設》

幼稚園 (子ども・子育て支援新制度未移行)
(※満3歳児も含む。)

《無償化の対象経費》

施設利用料 (ただし、上限あり)
上限月額 2万 5,700 円
(国立大学附属幼稚園の場合)
上限月額 8,700 円
(特別支援学校幼稚部の場合)
上限月額 400 円

○ パターン3

《利用施設》

企業主導型保育施設

《無償化の対象経費》

施設利用料
※副食費の取扱いについては「パターン
1」と同じ

○ パターン4

「保育の必要性の認定」
が必要!

《利用サービス》

幼稚園 (認定こども園 (教育利用)) の
預かり保育

《無償化の対象経費》

施設利用料 (ただし、上限あり)
上限月額 1万 1,300 円
※市民税非課税世帯の満 3 歳児の場合
は、上限月額 1万 6,300 円

○ パターン5

「保育の必要性の認定」
が必要!

《利用施設・サービス》

認可外保育施設等 (一時預かり事業、病児
保育事業、ファミリー・サポート・センタ
ー事業など含む)

《無償化の対象経費》

施設利用料 (ただし、上限あり)
上限月額 3万 7,000 円
※複数のサービスを利用した場合、上限額
の範囲内で無償化